

## 厚真町障害者活躍推進計画

機関名	厚真町
任命権者	厚真町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
厚真町における障害者雇用に関する課題	厚真町においては、令和元年に行った障害者任免状況通報における実雇用率は2.04%となっており、法定雇用率2.5%を下回る結果となった。今後、法定雇用率を上回るため、障害者である職員の活躍できる体制整備や、障害者に限定した職員採用試験を実施することを検討する。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】当該年6月1日時点の法定雇用率を達成する。 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.04% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を総務課総務人事グループに設定する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○新規採用時や人事評価の面談時等により面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検・検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
（1）職務環境	○人事評価面談の際等の機会により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
（2）募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。